

電子提供措置の開始日 2025年5月29日

第 142 期 定 時 株 主 総 会 そ の 他 の 電 子 提 供 措 置 事 項 (交 付 書 面 省 略 事 項)

事業報告

新株予約権等に関する事項	1
財務及び事業の方針の決定を 支配する者の在り方に関する基本方針	3
業務の適正を確保する体制	3
特定完全子会社に関する事項	8
親会社等との間の取引に関する事項	8
その他	8

計算書類

貸借対照表	9
損益計算書	10
株主資本等変動計算書	12
個別注記表	14

連結計算書類

連結貸借対照表	26
連結損益計算書	27
連結株主資本等変動計算書	28
連結注記表	30

監査報告書

会計監査人の監査報告書	56
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 ..	58
監査役会の監査報告書	60

(2024年 4 月 1日から
2025年 3 月31日まで)

株式会社 八十二銀行

1 新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第8回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 7,700株 (3) 新株予約権の行使期間 2015年7月28日から2040年7月27日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第9回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 14,600株 (3) 新株予約権の行使期間 2016年7月26日から2041年7月25日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第10回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 17,600株 (3) 新株予約権の行使期間 2017年7月25日から2042年7月24日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名
	(1) 名称 第11回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 21,700株 (3) 新株予約権の行使期間 2018年7月24日から2043年7月23日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	1名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第12回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 36,900株 (3) 新株予約権の行使期間 2019年7月23日から2044年7月22日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	(1) 名称 第13回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 43,700株 (3) 新株予約権の行使期間 2020年7月21日から2045年7月20日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	2名
	(1) 名称 第14回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 64,100株 (3) 新株予約権の行使期間 2021年7月20日から2046年7月19日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名
	(1) 名称 第15回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,300株 (3) 新株予約権の行使期間 2022年7月20日から2047年7月19日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	3名

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役 (社外役員を除く)	(1) 名称 第16回新株予約権 (2) 目的となる株式の種類及び数 普通株式 54,800株 (3) 新株予約権の行使期間 2023年7月19日から2048年7月18日まで (4) 権利行使価額（1株あたり） 1円 (5) 権利行使についての条件 新株予約権者は、当行取締役の地位を喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。	4名

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

該当事項はありません。

2 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

3 業務の適正を確保する体制

(1) 業務の適正を確保する体制の構築状況の概要

2025年3月31日現在、当行が業務の適正を確保するための体制として取締役会において定めている事項は次のとおりであります。

- イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (イ) 企業価値向上と企業市民としての社会的責任を果たすため、企業統治、企業倫理、情報開示等にかかる基本原則として「コーポレートガバナンス原則」を定め公表するとともに、法令および定款ならびに「コーポレートガバナンス原則」を遵守する。
 - (ロ) 取締役会は、取締役会規程に基づき適切な運営を行う。原則として毎月1回以上これを開催し、取締役間の意思疎通をはかるとともに相互に業務執行状況を監督し、適正な業務執行と法令違反行為の防止・抑制のための体制整備に努める。
 - (ハ) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、社会良識を備えた企業市民としての行動規範を遵守し、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で関係を遮断する。
- (二) コンプライアンス管理規程にコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライア

ンスマニュアルにコンプライアンス徹底のための行動基準を定めて当行に勤務する全ての者が遵守する。また、年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施する。

- (ホ) 法令違反その他コンプライアンス違反の未然防止や既に発生した事態への早期対応を目的とした社内報告体制および内部通報制度を整備し、その適正な運用を図る。
- (ヘ) 内部監査部署は、執行部門から独立した取締役会直属の組織として、内部監査を実施する。また、監査役は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、取締役の職務執行を監査する。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (イ) 取締役の職務執行に係る情報については、法令等の定めに基づいて文書等を保存・管理するほか、情報管理規程等の定めに基づき、適切な保存・管理を行う。
- (ロ) 情報管理規程等に基づき情報資産の適切な安全対策を実施するとともに、新たな情報保存方法・媒体等への対応、漏洩防止対策の構築など、必要に応じて体制の見直しを図る。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (イ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制については、統合的リスク管理規程により損失発生リスクに応じた所管部署を定めるとともに、全てのリスクを総体的に捉え管理する部署を定め、統合的なリスク管理を行う。
- (ロ) リスクの顕在化、緊急事態等に対しては、統合的リスク管理規程・非常事態対策管理規程等に基づき、適切に対応する体制の維持・充実を図る。
- (ハ) 新たな損失発生リスクを監視・抽出するとともに、不測の事態発生時における損害の拡大を最小限に止めるためのリスク管理体制の構築と運用に努める。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (イ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を取締役会規程に基づき原則として毎月1回以上開催する。取締役会は、本部各部を分掌する常務執行役員以上で構成される経営会議に、全般的経営管理に関する事項および日常の執行業務で全般的調整を必要とする事項の協議・決定を権限委譲するとともに、当行の経営方針および経営戦略等に係る重要事項については、経営会議における事前審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
- (ロ) 取締役会の決定に基づく業務執行については、職制規程および職務権限規程等において業務分掌・執行権限等を定めるとともに、必要に応じてこれらの諸規程を見直し、効率的な業務執行体制を維持する。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告については、当行が定めるグループ法人管理規程等において、報告事項・報告頻度等を定める。
- (ロ) 連結子会社を中心とするグループ法人の損失の危険の管理については、当行が定める統合的リスク管理規程において、グループ法人に関わるリスクの所管部署を企画部および外部委託担当部署と定め、統合的に管理する。
- (ハ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、グループ法人管理規程等において当行への協議事項を定めるとともに、決算・経営計画等の重要事項について、定期的に経営会議・取締役会等へ報告する体制を整備する。また、代表者連絡会議、事務連絡会議等を定期的に開催し、グループ法人との連携を図る。
- (ニ) 連結子会社を中心とするグループ法人の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、グループ法人管理規程等において、グループ法人が当行リスク管理関連規程に準じた規則を制定することを定める。また、グループ法人との個別契約等に基づく内部監査を実施するほか、財務報告に係る内部統制、監査役監査等により、グループ法人の業務の適切性を検証する。

ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- (イ) 執行部門から独立した組織として、監査役会事務局を設置する。
- (ロ) 監査役の職務を補助すべき使用人を、当行使用人のなかから監査役会事務局に配属する。
- (ハ) 監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、取締役から独立して監査役の指示に基づき補助業務を行う。
- (ニ) 監査役の職務を補助すべき使用人の人事異動、人事評価等については、監査役の同意を得るものとする。

ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (イ) 当行内部監査部署は、当行監査役に対し、内部監査の状況を定期的に報告する。また、

当行統合的リスク管理部署は、当行監査役に対し、コンプライアンス、リスク管理等の状況を定期的に報告する。

(ロ) 当行およびグループ法人の役職員は、法令等の違反行為等、または著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、コンプライアンスマニュアル等に定める方法により、当行コンプライアンス統括部署に対して報告する。また、当行コンプライアンス統括部署は、当行監査役に対して、当該事実を速やかに報告する。

(ハ) 内部通報制度の受付担当部署は、内部通報の状況について、直ちに当行監査役に対して報告する。

(二) 前項 (ロ) または (ハ) による報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことをコンプライアンスマニュアルに明記し、プライバシーの保護に配慮し適切に運用する。

チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(イ) 監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該費用等が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(ロ) 監査役会は、監査役の職務の執行上必要と認められる費用について、あらかじめ予算を計上する。

リ. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(イ) 当行およびグループ法人の取締役および使用人は、監査役会が定める監査役監査基準に基づいて、当行監査役の職務執行に必要な報告を行う。また、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

(ロ) 監査役は、取締役会その他の重要会議への出席、内部監査部署・会計監査人・グループ法人監査役との連携等を通じ、監査の実効性を確保する。

(ハ) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況の概要

2024年4月1日から2025年3月31日における業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

イ. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

年度毎にコンプライアンス・プログラム（コンプライアンス徹底のための実践計画）を取締役会で決定し実施するなど、当行に勤務する全ての者がコンプライアンスを遵守する体制を整備しております。また、警察とも連携しながら、反社会的勢力との取引遮断を図っております。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報が適切に保存・管理されております。また、情報セキュリティ強化、情報漏えい防止に向けた取組みを継続しております。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失発生のある可能性があるリスクに対して統合的なリスク管理がなされ、また、顕在化したリスクに対しても損害を最小限に止める対応が行われております。

二. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会の他に、経営会議にて業務執行に係る意思決定を迅速に行っております。また、各取締役は職務権限規程等に基づき、委嘱された職務執行を効率的に行っております。

ホ. 当行および連結子会社等からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ法人の各種リスク管理体制の整備が図られており、グループ法人の経営上の重要事項に対して取締役会、経営会議への報告が実施されております。また、当行監査部および監査役等が、連結子会社の業務の適切性を検証しております。

ヘ. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

取締役からの独立性を有した補助使用人を引き続き配置し、監査役監査の実効性を確保しております。

ト. 当行の取締役および使用人ならびに連結子会社を中心とするグループ法人の取締役・監査役等および使用人、これらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制、および報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行および連結子会社を中心とするグループ法人の役職員等が当行監査役に報告するための体制が整備され、適切に運用されております。また、報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことが規程に明記されております。

チ. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行上必要とする費用について予算計上がなされております。また、監査費用の請求に対しては速やかな処理が行われております。

リ. その他、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の権利として会社法に定められている報告、調査事項に限らず、監査役に適切な報告を行う体制が整備される等、監査役監査の実効性が確保されております。

4 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

5 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

6 その他

該当事項はありません。

計算書類

第142期末（2025年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	2,842,454
現金	110,608
預け金	2,731,845
コールローン	11,958
買入金銭債権	105,003
特定取引資産	38,602
商品有価証券	330
特定金融派生商品	7,312
その他の特定取引資産	30,959
金銭の信託	78,761
有価証券	3,207,667
国債	679,250
地方債	330,912
社債	706,993
株式	597,988
その他の証券	892,521
貸出金	6,026,084
割引手形	9,937
手形貸付	49,565
証書貸付	5,148,948
当座貸越	817,633
外国為替	15,823
外国他店預け	13,756
買入外国為替	1,826
取立外国為替	240
その他資産	120,506
未決済為替貸	18
前払費用	1,086
未収収益	13,543
金融派生商品	89,686
金融商品等差入担保金	8,277
その他の資産	7,893
有形固定資産	25,563
建物	10,468
土地	9,385
リース資産	298
建設仮勘定	1,086
その他の有形固定資産	4,324
無形固定資産	3,893
ソフトウェア	3,355
その他の無形固定資産	538
前払年金費用	36,210
支払承諾見返	59,380
貸倒引当金	△38,999
資産の部合計	12,532,911

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	8,693,886
当座預金	381,966
普通預金	5,664,001
貯蓄預金	57,175
定期預金	2,355,432
定期積金	29,655
その他の預金	205,654
譲渡性預金	244,447
コールマネー	593,483
売現先勘定	127,391
債券貸借取引受入担保金	97,492
特定取引負債	6,945
特定金融派生商品	6,945
借入金	1,570,595
借入金	1,570,595
外国為替	2,431
売渡外国為替	106
未払外国為替	2,325
信託勘定借	1,499
その他負債	134,263
未決済為替借	15
未払法人税等	6,565
未払費用	12,186
前受収益	2,563
給付補填備金	4
金融派生商品	15,605
金融商品等受入担保金	10,841
リース債務	329
資産除去債務	111
その他の負債	86,042
退職給付引当金	10,886
睡眠預金払戻損失引当金	321
偶発損失引当金	1,278
繰延税金負債	116,038
支払承諾	59,380
負債の部合計	11,660,342
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	29,609
資本準備金	29,609
利益剰余金	530,625
利益準備金	47,610
その他利益剰余金	483,015
固定資産圧縮積立金	1,928
固定資産圧縮特別勘定積立金	584
別途積立金	399,600
繰越利益剰余金	80,902
自己株式	△25,342
株主資本合計	587,135
その他有価証券評価差額金	233,606
繰延ヘッジ損益	51,676
評価・換算差額等合計	285,282
新株予約権	150
純資産の部合計	872,569
負債及び純資産の部合計	12,532,911

第142期 (2024年4月1日から2025年3月31日まで) 損益計算書 (単位: 百万円)

科 目	金 額	
経常収益		199,313
資金運用収益	139,817	
貸出金利息	66,081	
有価証券利息配当金	63,583	
コールローン利息	340	
預け金利息	8,045	
その他の受入利息	1,767	
信託報酬	11	
役務取引等収益	19,260	
受入為替手数料	5,431	
その他の役務収益	13,829	
特定取引収益	241	
商品有価証券収益	72	
特定金融派生商品収益	86	
その他の特定取引収益	82	
その他業務収益	5,448	
外国為替売買益	1,715	
国債等債券売却益	3,703	
金融派生商品収益	29	
その他経常収益	34,534	
株式等売却益	32,612	
その他の経常収益	1,921	
経常費用		139,378
資金調達費用	44,081	
預金利息	8,969	
譲渡性預金利息	252	
コールマネー利息	2,592	
売現先利息	7,731	
債券貸借取引支払利息	3,171	
借用金利息	4,643	
金利スワップ支払利息	5,645	
その他の支払利息	11,075	
役務取引等費用	8,814	
支払為替手数料	735	
その他の役務費用	8,078	
その他業務費用	15,633	
国債等債券売却損	15,633	
営業経費	57,255	
その他経常費用	13,594	
貸倒引当金繰入額	1,373	
貸出金償却	2	
株式等売却損	3,029	
金銭の信託運用損	259	
その他の経常費用	8,930	
経常利益		59,934

(単位：百万円)

科 目	金 額
特別利益	1,434
固定資産処分益	1,434
特別損失	319
固定資産処分損	141
減損損失	178
税引前当期純利益	61,050
法人税、住民税及び事業税	14,714
法人税等調整額	346
法人税等合計	15,060
当期純利益	45,989

第142期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	52,243	29,609	14,113	43,722	47,610
当期変動額					
剰余金の配当					
固定資産圧縮積立金の積立					
固定資産圧縮積立金の取崩					
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立					
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩					
当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分			28	28	
自己株式の消却			△14,141	△14,141	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	△14,113	△14,113	－
当期末残高	52,243	29,609	－	29,609	47,610

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					自 己 株 式
	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 剰 余 金 計	
	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	固 定 資 産 圧 縮 特 別 勘 定 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	1,619	256	399,600	50,118	499,205	△20,639
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				△12,954	△12,954	
固定資産圧縮積立金の積立	361			△361	－	
固定資産圧縮積立金の取崩	△53			53	－	
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		581		△581	－	
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩		△252		252	－	
当 期 純 利 益				45,989	45,989	
自 己 株 式 の 取 得						△20,520
自 己 株 式 の 処 分						61
自 己 株 式 の 消 却				△1,615	△1,615	15,756
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	308	328	－	30,783	31,420	△4,702
当 期 末 残 高	1,928	584	399,600	80,902	530,625	△25,342

(単位：百万円)

	株主資本	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新株予約権	純資産合計
	株 主 資 本 計 合	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	574,531	409,928	27,116	437,044	141	1,011,717
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	△12,954					△12,954
固定資産圧縮積立金の積立	—					—
固定資産圧縮積立金の取崩	—					—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立	—					—
固定資産圧縮特別勘定積立金の取崩	—					—
当 期 純 利 益	45,989					45,989
自 己 株 式 の 取 得	△20,520					△20,520
自 己 株 式 の 処 分	89					89
自 己 株 式 の 消 却	—					—
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）		△176,321	24,560	△151,761	8	△151,752
当 期 変 動 額 合 計	12,604	△176,321	24,560	△151,761	8	△139,148
当 期 末 残 高	587,135	233,606	51,676	285,282	150	872,569

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

I 重要な会計方針

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 1年～50年

その他 2年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先：破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ・実質破綻先：実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ・破綻懸念先：現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
- ・要管理先：要注意先のうち債権の全部または一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
- ・要注意先：貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
- ・正常先：業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- ① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を以下のとおり計上しております。
 - ア. 与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
 - イ. 上記ア. 以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乗じた額を貸倒引当金として計上しております。
- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積り、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

- ④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

(注) 1. 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2. 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（平均残存期間は、要注意先上位41ヶ月、要注意先下位45ヶ月、要管理先36ヶ月）

3 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

数理計算上の差異 各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。なお、代位弁済の実績率の算定期間は、貸倒引当金の予想損失率の算定期間と同一としております。

7. 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

また、外貨建有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ、時価ヘッジ及び振当処理を適用しております。

(3) 内部取引等

デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

II 会計方針の変更

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告

第46号 2024年3月22日)を当事業年度の期首から適用しております。これによる計算書類に与える影響はありません。

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる計算書類に与える影響はありません。

Ⅲ 重要な会計上の見積り

貸倒引当金

1. 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

貸倒引当金38,999百万円

(内、キャッシュ・フロー控除法による貸倒引当金16,039百万円、キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金2,926百万円)

2. 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当該事項については、連結注記表に記載しているため記載を省略しております。

Ⅳ 追加情報

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当事業年度より、当行の取締役(社外取締役を除く。)および取締役を兼務しない執行役員に対して、新たな報酬制度として譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。

その内容につきましては、「連結注記表 V 追加情報」に記載のとおりであります。

Ⅴ 注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に85,085百万円含まれております。

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用

貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	9,825百万円
危険債権額	78,864百万円
三月以上延滞債権額	1,525百万円
貸出条件緩和債権額	16,115百万円
合計額	106,330百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は11,763百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	1,245,199百万円
貸出金	1,212,062百万円
現金（その他の資産）	409百万円

担保資産に対応する債務

預金	73,086百万円
売現先勘定	127,391百万円
債券貸借取引受入担保金	97,492百万円
借入金	1,567,489百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、有価証券64,030百万円、現金（その他の資産）25百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金417百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約

する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,731,652百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,556,076百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額	62,753百万円
7. 有形固定資産の圧縮記帳額	7,567百万円
8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は47,244百万円であります。	
9. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額	9百万円
10. 関係会社に対する金銭債権総額	69,326百万円
11. 関係会社に対する金銭債務総額	45,423百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額	311百万円
役務取引等に係る収益総額	128百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額	141百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額	27百万円
役務取引等に係る費用総額	2,178百万円
営業経費に係る費用総額	578百万円

2. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	八十二信用保証株式会社	所有 直接100.0%	当行ローンの保証 役員の兼任	当行ローンの保証	1,286,109 百万円	－	－
				上記に伴う 代位弁済	765 百万円	－	－

八十二信用保証株式会社より当行の各種ローンに対して保証を受けております。なお、保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当行の支払額は2,094百万円であります。なお、取引条件については、交渉のうえ決定しております。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自己株式					
普通株式	31,423	20,832	20,089	32,166	(注)

(注) 自己株式の増加は、自己株式取得のための立会外買付取引による11,830千株、市場買付による9,000千株及び単元未満株式の買取請求による1千株であります。

自己株式の減少は、自己株式の消却による20,000千株、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の割当てによる処分88千株及び単元未満株式の買増請求による0千株であります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「商品有価証券」「その他の特定取引資産」が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2025年3月31日現在）

	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
売買目的有価証券	14

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式（2025年3月31日現在）

市場価格のある株式等の貸借対照表計上額

該当ありません。

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	33,600
組合出資金	17,575
合計	51,176

3. その他有価証券（2025年3月31日現在）

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	554,649	86,944	467,704
	債 券	31,010	30,712	298
	国 債	25,485	25,196	289
	地方債	—	—	—
	社 債	5,524	5,515	8
	その他	302,824	285,414	17,409
	うち外国証券	164,190	159,566	4,623
	小 計	888,483	403,071	485,412
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	4,843	5,354	△510
	債 券	1,686,146	1,807,245	△121,098
	国 債	653,764	745,643	△91,879
	地方債	330,912	338,177	△7,264
	社 債	701,469	723,424	△21,954
	その他	585,386	609,811	△24,425
	うち外国証券	352,724	370,925	△18,201
	小 計	2,276,377	2,422,411	△146,034
合計		3,164,860	2,825,483	339,377

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	4,894
組合出資金	58,276
合計	63,171

組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

4. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	53,103	30,439	1,121
債券	126,280	－	13,128
国債	59,606	－	10,219
地方債	23,873	－	754
社債	42,800	－	2,154
その他	107,636	2,526	3,583
うち外国証券	153	338	929
合計	287,020	32,965	17,834

（金銭の信託関係）

運用目的の金銭の信託（2025年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	78,761	△105

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	45,659百万円
貸倒引当金	11,538
退職給付引当金	9,503
減価償却費	3,247
繰延ヘッジ損益	2,329
減損損失	2,071
有価証券償却	922
未払事業税	596
その他	3,062
繰延税金資産小計	78,932
評価性引当額	△2,742
繰延税金資産合計	76,189

繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	151,455
繰延ヘッジ損益	25,819
前払年金費用	11,315
退職給付信託設定益	1,714
その他	1,922
繰延税金負債合計	192,227
繰延税金負債の純額	116,038

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.36%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.25%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金負債は3,491百万円増加し、その他有価証券評価差額金は3,013百万円減少し、繰延ヘッジ損益は668百万円減少し、法人税等調整額は190百万円減少しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額	1,889円98銭
1 株当たりの当期純利益金額	97円01銭

(ストック・オプション等関係)

本件に関する注記事項については、連結注記表に記載しているため記載を省略しております。

連結計算書類

第142期末（2025年3月31日現在）連結貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
現金預け金	3,027,055
コールローン及び買入手形	11,958
買入金銭債権	105,003
特定取引資産	38,602
金銭の信託	78,761
有価証券	3,406,740
貸出金	6,461,544
外国為替	18,482
リース債権及びリース投資資産	96,629
その他資産	156,648
有形固定資産	38,628
建物	12,260
土地	11,913
リース資産	384
建設仮勘定	1,155
その他の有形固定資産	12,913
無形固定資産	4,076
ソフトウェア	3,428
リース資産	2
その他の無形固定資産	645
退職給付に係る資産	64,335
繰延税金資産	1,698
支払承諾見返	60,149
貸倒引当金	△55,000
資産の部合計	13,515,316

科 目	金 額
(負債の部)	
預金	9,549,428
譲渡性預金	218,447
コールマネー及び売渡手形	593,483
売現先勘定	127,391
債券貸借取引受入担保金	97,492
特定取引負債	6,945
借入金	1,581,461
外国為替	2,431
信託勘定借	1,499
その他負債	167,558
役員株式給付引当金	90
退職給付に係る負債	11,233
睡眠預金払戻損失引当金	351
偶発損失引当金	1,719
特別法上の引当金	15
システム解約損失引当金	2,058
繰延税金負債	125,899
支払承諾	60,149
負債の部合計	12,547,657
(純資産の部)	
資本金	52,243
資本剰余金	56,960
利益剰余金	579,909
自己株式	△25,397
株主資本合計	663,715
その他有価証券評価差額金	229,750
繰延ヘッジ損益	51,676
退職給付に係る調整累計額	18,218
その他の包括利益累計額合計	299,645
新株予約権	150
非支配株主持分	4,147
純資産の部合計	967,658
負債及び純資産の部合計	13,515,316

第142期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）連結損益計算書（単位：百万円）

科 目	金 額	
経常収益		254,193
資金運用収益	148,962	
貸出金利息	72,700	
有価証券利息配当金	65,671	
コールローン利息及び買入手形利息	373	
預け金利息	8,386	
その他の受入利息	1,830	
信託報酬	11	
役務取引等収益	25,763	
特定取引収益	270	
その他業務収益	42,428	
その他経常収益	36,756	
償却債権取立益	1	
その他の経常収益	36,755	
経常費用		190,355
資金調達費用	44,711	
預金利息	9,496	
譲渡性預金利息	241	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,592	
売現先利息	7,731	
債券貸借取引支払利息	3,171	
借入金利息	4,714	
その他の支払利息	16,764	
役務取引等費用	8,015	
その他業務費用	51,540	
営業経費	72,578	
その他経常費用	13,508	
貸倒引当金繰入額	1,120	
その他の経常費用	12,388	
経常利益		63,838
特別利益		1,692
固定資産処分益	1,463	
システム解約損失引当金戻入益	228	
特別損失		666
固定資産処分損	145	
減損損失	521	
税金等調整前当期純利益		64,863
法人税、住民税及び事業税	16,407	
法人税等調整額	356	
法人税等合計		16,764
当期純利益		48,099
非支配株主に帰属する当期純利益		117
親会社株主に帰属する当期純利益		47,982

第142期（2024年4月1日から 2025年3月31日まで） 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	52,243	71,074	546,496	△20,713	649,099
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△12,954		△12,954
親会社株主に帰属 する当期純利益			47,982		47,982
自己株式の取得				△20,520	△20,520
自己株式の処分		28		80	108
自己株式の消却		△14,141	△1,615	15,756	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	－	△14,113	33,412	△4,683	14,615
当 期 末 残 高	52,243	56,960	579,909	△25,397	663,715

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				新株予約権
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	そ の 他 の 包 括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	411,889	27,116	25,792	464,797	141
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					
親会社株主に帰属 する当期純利益					
自己株式の取得					
自己株式の処分					
自己株式の消却					
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	△182,138	24,560	△7,573	△165,152	8
当 期 変 動 額 合 計	△182,138	24,560	△7,573	△165,152	8
当 期 末 残 高	229,750	51,676	18,218	299,645	150

(単位：百万円)

	非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	4,236	1,118,275
当 期 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△12,954
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		47,982
自 己 株 式 の 取 得		△20,520
自 己 株 式 の 処 分		108
自 己 株 式 の 消 却		—
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△89	△165,232
当 期 変 動 額 合 計	△89	△150,616
当 期 末 残 高	4,147	967,658

連結注記表

I 連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 16社

会社名

株式会社長野銀行

八十二リース株式会社

株式会社八十二カード

八十二信用保証株式会社

八十二スタッフサービス株式会社

八十二オートリース株式会社

八十二インベストメント株式会社

八十二サステナビリティ1号投資事業有限責任組合

八十二証券株式会社

株式会社ながぎんリース

長野カード株式会社

八十二キャピタル株式会社

やまびこ債権回収株式会社

八十二アセットマネジメント株式会社

八十二Link Nagano株式会社

八十二PE投資事業有限責任組合

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等 該当ありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等 該当ありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 9社

主要な会社名

有限会社こだまインベストメント

- (4) 持分法非適用の関連法人等 2社

主要な会社名

令和元年台風及び新型コロナウイルス等被害東日本広域復興支援投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(5) 他の会社等の議決権の100分の20以上100分の50以下を自己の計算において所有しているにもかかわらず関連法人としなかった当該他の会社等の名称

会社名

ルビコンホールディングス株式会社

投資事業等を営む連結子会社が、投資育成目的のため出資したものであり、傘下に入れる目的ではないことから、関連法人として取り扱っておりません。

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

Ⅱ 会計方針に関する事項

1. 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準

金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」という。）の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。

特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。

また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券及び金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。

なお、派生商品については、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。

なお、特定の市場リスク又は特定の信用リスクに関して金融資産及び金融負債を相殺した後の正味の資産又は負債を基礎として、当該金融資産及び金融負債のグループを単位とした時価を算定しております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定率法（ただし、株式会社長野銀行（以下「長野銀行」という。）の1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 1年～50年

その他 2年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

所有権移転ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、長野銀行における自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行及び長野銀行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、以下に定める債務者区分に応じて、次のとおり計上しております。

- ・破綻先 破産、会社更生、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的な経営破綻の事実が発生している債務者
- ・実質破綻先 実質的に経営破綻に陥っている債務者
- ・破綻懸念先 現状経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が高い債務者
- ・要管理先 要注意先のうち債権の全部又は一部が要管理債権（貸出条件緩和債権及び三月以上延滞債権）である債務者
- ・要注意先 貸出条件や返済履行状況に問題があり、業況が低調又は不安定で、今後の管理に注意を要する債務者
- ・正常先 業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

- ① 破綻先及び実質破綻先に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- ② 破綻懸念先に対する債権については、債権額から担保処分可能見込額及び保証による回収見込額を控除した残額（以下「非保全額」という）のうち、必要と認める額を計上しております。
 - ア．与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債務者の状況を総合的に判断してキャッシュ・フローによる回収可能額を見積り、非保全額から当該キャッシュ・フローを控除した残額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー控除法）により計上しております。
 - イ．上記ア．以外の債務者に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率を非保全額に乘じた額を貸倒引当金として計上しております。
- ③ 要管理先及び要注意先のうち、与信額が一定額以上の大口債務者に対する債権については、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積み、当該キャッシュ・フローを当初の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。
- ④ 上記③以外の要管理先及び要注意先と正常先に対する債権については、過去の一定期間における倒産確率等から算出した予想損失率により貸倒引当金を計上しております。

（注）1. 倒産確率の算出におけるグルーピング

倒産確率の算出は、正常先1区分、要注意先3区分（要注意先上位、要注意先下位、要管理先）、破綻懸念先2区分の計6区分で行っております。

※要注意先は、債務者の信用力の総合的な判断、貸出条件緩和債権等の有無により区分しております。

2. 今後の予想損失額を見込む一定期間

正常先については今後1年間、要注意先及び要管理先については債権の平均残存期間に対応する期間、破綻懸念先については今後3年間の予想損失額を見込み、貸倒引当金を計上しております。（当行の平均残存期間は、要注意先上位41ヶ月、要注意先下位45ヶ月、要管理先36ヶ月、長野銀行の平均残存期間は、要注意先上位60ヶ月、要注意先下位52ヶ月、要管理先36ヶ月）

3. 将来見込み等による倒産確率の補正及び決定方法

倒産確率は、直近3算定期間の平均値と景気循環サイクルを勘案した長期平均値を比較のうえ決定しております。なお、直近3算定期間の平均値は、足元の状況及び将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。

全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、営業関連部署から独立した資産査定部署が査定結果を決裁するとともに、監査部署が査定結果を監査しております。

その他の連結子会社の貸倒引当金については、当行の償却・引当基準に準じて必要と認めた額を計上しております。

6. 役員株式給付引当金の計上基準

役員株式給付引当金は、長野銀行の取締役役に対して信託を通じて給付する当行株式の交付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

7. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、一定の要件を満たし負債計上を中止するとともに利益計上を行った預金の預金者の払戻請求による支払いに備えるため、過去の払戻実績率等に基づく将来の払戻見込額を計上しております。

8. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度における負担金について、代位弁済の実績率に基づく将来の負担金支払見込額を計上しております。なお、代位弁済の実績率の算定期間は、貸倒引当金の予想損失率の算定期間と同一としております。

9. 特別法上の引当金の計上基準

特別法上の引当金は、金融商品取引法第46条の5に定める金融商品取引責任準備金であり、有価証券又はデリバティブ取引の事故による損失に備えるため、連結子会社が金融商品取引業等に関する内閣府令第175条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。

10. システム解約損失引当金の計上基準

システム解約損失引当金は、当行と長野銀行の合併に向け、現在利用しているシステムの中途解約に係る損失額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

11. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により損益処理
--------	---

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
----------	---

なお、一部の連結される子会社及び子法人等は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職一時金制度については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の数理債務をもって退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

12. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行及び長野銀行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

13. 重要な収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、約束した

財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

14. リース取引の収益・費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益・費用の計上基準については、リース契約期間の経過に応じて計上する方法によっております。

15. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。

繰延ヘッジの採用にあたっては、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段として指定し、当該ヘッジ手段の残存期間を通じて、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認しております。

また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ、時価ヘッジ及び振当処理を適用しております。

(3) 連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別委員会実務指針第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。

なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っております。

Ⅲ 会計方針の変更

(グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱いの適用)

「グローバル・ミニマム課税制度に係る法人税等の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第46号2024年3月22日)を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結計算書類に与える影響はありません。

Ⅳ 重要な会計上の見積り

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金55,000百万円

(内、キャッシュ・フロー控除法による貸倒引当金20,778百万円、キャッシュ・フロー見積法による貸倒引当金2,954百万円)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金は、「連結注記表 Ⅱ 会計方針に関する事項 5. 貸倒引当金の計上基準」に記載のとおり、予め定めている償却・引当基準に則り、債務者区分に応じて算定しております。

② 主要な仮定

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画

債務者区分の判定やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積りに利用した事業計画における販売予測、生産予測、経費予測及び債務返済計画等の将来見込みにおいて、主として以下の仮定を置いております。

・債務者の属する業種・業界等における需要の動向

・債務者の属する業種・業界等における販売価格の動向、売上原価及び販売費及び一般管理費の見

直し

こうした仮定のもと、足元の業績や将来の業績見通しを踏まえ、一部の債務者の債務者区分を見直すとともに、キャッシュ・フロー見積法やキャッシュ・フロー控除法におけるキャッシュ・フローによる回収可能額の見積りにもこれらの実態を反映して貸倒引当金を算定しております。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

当連結会計年度末の見積りに用いた仮定が変化した場合は、債務者区分やキャッシュ・フロー控除法及びキャッシュ・フロー見積法における将来キャッシュ・フローの見積り額の変更等により、翌連結会計年度の連結計算書類に計上する貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

V 追加情報

(譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当行は、2024年5月10日開催の取締役会において、当行の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）および取締役を兼務しない執行役員（以下「対象取締役等」と総称します。）に対して、当行の株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主と共有し、中長期的な業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高めることを目的に、対象取締役等を対象とする新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議しました。また、2024年6月21日開催の第141期定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して、年額100百万円以内の金銭債権を支給し、年15万株以内の当行の普通株式を発行または処分することおよび譲渡制限付株式の譲渡制限期間として30年間とすること等につき、承認されております。

1. 制度の概要

本制度は対象取締役等に対し金銭債権を支給し、これを現物出資財産として払込みを受け、当行の普通株式を発行または処分するものであります。

また、本制度による当行の普通株式の発行または処分に当たり、当行と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結し、その内容には、①対象取締役等は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当行の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が当該普通株式を無償で取得することなどを含みます。

2. 処分の概要

2024年6月21日開催の当行取締役会において下記のとおり自己株式の処分を行うことを決議し、2024年7月19日に払込みが完了しております。

処分期日	2024年7月19日		
処分する株式の種類および数	当行普通株式 88,854株		
処分価額	1株につき1,006円		
処分総額	89,387,124円		
処分先およびその人数ならびに	当行の取締役（社外取締役を除く）	4名	30,614株
処分株式の数	当行の取締役を兼務しない執行役員	15名	58,240株

(役員向け株式給付信託)

当行の連結子会社である長野銀行は、長野銀行の取締役に對する業績連動型株式報酬制度「株式給付信託」（以下、「本制度」という。）を導入しております。

1. 取引の概要

本制度は、長野銀行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託を通じて取得され、取締役に對して役員株式給付規程に従い、役位、業績、中期経営計画達成度等に応じて当行株式及び当行株式の時価で換算した金額相当の金銭が信託を通じて給付される業績連動型の株式報酬制度であります。なお、取締役が当行株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

2. 信託に残存する当行の株式

信託に残存する当行株式は、純資産の部に自己株式として計上しており、当該自己株式の帳簿価額及び株式数は当連結会計年度末55百万円、72千株であります。

Ⅵ 注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に85,085百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	14,357百万円
危険債権額	105,761百万円
三月以上延滞債権額	1,525百万円
貸出条件緩和債権額	18,863百万円
合計額	140,507百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性が高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、11,811百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金（現金預け金）	2百万円
有価証券	1,250,355百万円
貸出金	1,212,062百万円
現金（その他資産）	409百万円

担保資産に対応する債務

預金	73,438百万円
売現先勘定	127,391百万円
債券貸借取引受入担保金	97,492百万円
借入金	1,568,289百万円
その他負債	237百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用等として、預け金（現金預け金）250百万円、有価証券64,030百万円、現金（その他資産）5,025百万円、その他資産8,277百万円を差し入れております。

また、その他資産には保証金624百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は、1,807,274百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが1,572,308百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 有形固定資産の減価償却累計額 86,778百万円

7. 有形固定資産の圧縮記帳額 8,132百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は50,876百万円であります。

(連結損益計算書関係)

「その他の経常費用」には、投資事業組合運用損8,203百万円、株式等売却損3,837百万円を含んでおります。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発行済株式					
普通株式	513,767	－	20,000	493,767	(注)1
自己株式					
普通株式	31,519	20,832	20,113	32,238	(注)2,3

(注) 1. 発行済株式数の減少は、自己株式の消却によるものであります。

2. 自己株式の増加は、自己株式取得のための立会外買付取引による11,830千株、市場買付による9,000千株及び単元未満株式の買取請求による1千株であります。

自己株式の減少は、自己株式の消却による20,000千株、取締役に対する譲渡制限付株式報酬の

割当てによる処分88千株及び単元未満株式の買増請求による0千株のほか、長野銀行の株式給付信託（ＢＢＴ）の給付による減少24千株であります。

3. 普通株式の自己株式の当連結会計年度末における株式数には、長野銀行の株式給付信託（ＢＢＴ）に係る株式が72千株含まれております。

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末高残 (百万円)	摘要
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末		
当行	ストック・オプションとしての新株予約権			—			150	
合計				—			150	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月21日 定時株主総会	普通株式	6,752百万円	14.00円	2024年3月31日	2024年6月24日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	6,201百万円	13.00円	2024年9月30日	2024年12月6日
合計		12,954百万円			

(注) 1. 2024年6月21日定時株主総会決議の配当金の総額には、長野銀行の株式給付信託（ＢＢＴ）に係る当行の株式に対する配当金1百万円が含まれております。

2. 2024年11月8日取締役会決議の配当金の総額には、長野銀行の株式給付信託（ＢＢＴ）に係る当行の株式に対する配当金0百万円が含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるものの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 13,386百万円
- ② 1株当たり配当額 29円
- ③ 基準日 2025年3月31日
- ④ 効力発生日 2025年6月23日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定であります。

(注) 配当金の総額には、長野銀行の株式給付信託（ＢＢＴ）に係る当行の株式に対する配当金２百万円が含まれております。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当行グループは、ローン事業及び投資商品の販売などの金融サービス事業を行っております。これらの事業を行うため、市場の状況や長短のバランスを調整して、預金及び短期金融市場によって資金調達を行っております。

このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動による不利な影響が生じないように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下「ALM」という。）をしており、その一環として、デリバティブ取引も行っております。

また、当行及び一部の連結子会社では、顧客販売に対応するため有価証券を売買目的で保有しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

① 貸出金

主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、ある特定の企業集団には集中しておりませんが、営業の基盤である長野県内のお取引先に対する比率は５割を超えており、長野県の経済環境の変化により信用リスクが増加する可能性があります。

② 有価証券

主に債券、株式、投資信託及び組合出資金であり、その他目的で保有しているほか、顧客販売に対応するため、一部の債券は売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

③ 預金

お取引先から預かる預金であり、金利リスク、為替リスク、流動性リスクに晒されております。

④ デリバティブ

デリバティブ取引の利用目的は、お取引先への各種リスクヘッジ手段の提供、当行グループのALMにおけるヘッジ目的及び当行の収益増強のためであります。

デリバティブ取引には金利スワップ取引、金利キャップ取引及び通貨スワップ取引などがあります。当行では、これらをヘッジ手段として、ヘッジ対象である貸出金及び有価証券に関わる金利・為替の変動リスク等に対してヘッジ会計を適用しており、これらのヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の有効性を評価しております。

なお、ヘッジ目的のために取組むデリバティブ取引は、年度毎に定めるヘッジ方針に基づき実施しております。

当行グループが利用しているデリバティブ取引は、市場リスク及び信用リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、信用リスク管理に係る規程類に従い、個別案件毎の審査、与信限度額による管理、問題債権への対応、定期的な債務者区分及び債務者格付の付与、貸出金ポートフォリオの管理などを実施しております。審査体制については、本部においては営業推進部門と審査部門を分離して各々の独立性を確保しながら相互を牽制する体制としており、営業店においては申込受付から最終決定までの間に多段階のチェックが行われる体制としております。その他の管理体制については、定期的に債務者区分及び債務者格付の見直しを実施し、問題債権の早期把握に努めるとともに、これらの結果を信用リスクの計量化・ポートフォリオ管理などに活用しております。

有価証券の発行体の信用リスクは、リスク統括部において、半期毎に与信先・取引種目毎に与信枠を設定し、その枠の中で取引を行う体制としております。

② 市場リスクの管理

当行グループは、市場リスク管理に係る規程類を定め、経営の健全性や収益性を確保するため市場リスクをコントロールしております。

ア. 金利リスク・為替リスク・価格変動リスク

当行では、リスクとリターンのバランスを適切に保ち、リスクテイクを適正規模に調整するため、市場環境・経営体力等を勘案し、半期毎に市場リスク管理方針を決定しております。さらに、市場リスク管理方針に基づいて取引の種類・お取引先毎に取扱うことのできるリスクの最大量・損失の限度等を経営会議の承認により定めております。必要に応じて各取引種目別の投資限度額又は保有限度額、評価損限度額等のほか、アラームポイントを設定し、市場リスク量や損失額を一定の範囲に抑える管理運営を行っております。各取引担当部署は定められた限度の範囲で業務遂行するほか、リスクの状況を毎日担当役員に報告し、迅速で適切な対応を実践しております。

一方、業務管理面では、取引を執行する部署（フロントオフィス）と当該取引にかかる事務処理部署（バックオフィス）を明確に分離し、さらにリスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）を設置し、相互に牽制する体制となっております。

(ア) 金利リスクの管理

金利変動による経済価値増減はバリュー・アット・リスク（以下「VaR」という。）により、ギャップ分析等による金利の変動リスクはALMにより管理しており、「ALM・統合リスク管理会議」において実施状況を把握・確認し、対応等を協議しております。なお、ALMにより金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ及び金利キャップ等のデリバティブ取引を行っております。

(イ) 為替リスクの管理

為替変動による経済価値増減はVaRにより管理しております。また、過度な為替リスクを回避するため、市場リスク管理方針に持ち高の上限を定めております。

(ウ) 価格変動リスクの管理

当行では価格変動による経済価値増減はVaRにより計測し管理しております。なお、取締役会において、自己資本や市場環境等を勘案して半年毎のVaRによるリスク限度額を決定し、その限度額を遵守しております。一部の連結子会社では、保有する有価証券の時価を取締役会等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

イ. デリバティブ取引

当行ではデリバティブ取引を管理する規程類を制定して、連結子会社の行うデリバティブ取引を含め、一体的にリスクを管理しております。また、デリバティブ全体のポジション額、時価評価額、市場リスク量等は担当役員及び「ALM・統合リスク管理会議」等へ定期的に報告しリスクを管理しております。

デリバティブ取引のリスク管理は、リスクを統制・管理する部署（ミドルオフィス）が取引を執行する部署（フロントオフィス）から独立して実施し、牽制が働く体制を構築しております。

③ 流動性リスクの管理

当行グループは、ALMを通じて資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません((注)参照)。また、現金預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、売現先勘定、債券貸借取引受入担保金並びに短期社債は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

		連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1)	有価証券 その他有価証券 (※1)	3,323,311	3,323,311	－
(2)	貸出金 貸倒引当金 (※2)	6,461,544 △48,440		
		6,413,104	6,385,577	△27,527
資産計		9,736,416	9,708,889	△27,527
(1)	預金	9,549,428	9,543,814	△5,613
(2)	譲渡性預金	218,447	218,447	－
(3)	借用金	1,581,461	1,572,651	△8,809
負債計		11,349,336	11,334,913	△14,423
デリバティブ取引 (※3)				
	ヘッジ会計が適用されていないもの	156	156	－
	ヘッジ会計が適用されているもの	74,291	74,291	－
デリバティブ取引計		74,447	74,447	－

(※1) その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(※2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(※3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、△で表示しております。

(注) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式 (※1)	15,557
② 組合出資金 (※2)	66,566
合 計	82,123

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券(*1)				
その他有価証券				
国債	804,215	1,153	－	805,369
地方債	－	403,377	－	403,377
社債	－	676,214	50,843	727,058
株式	570,283	554	－	570,838
その他	144,167	617,868	－	762,035
資産計	1,518,666	1,699,168	50,843	3,268,678
デリバティブ取引 (*2)				
金利関連取引	－	82,235	－	82,235
通貨関連取引	－	△7,788	－	△7,788
デリバティブ取引計	－	74,447	－	74,447

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日）第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は54,633百万円であります。

① 第24-3項及び第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

		第24-3項の取扱いを 適用した投資信託	第24-9項の取扱いを 適用した投資信託
期首残高		24,474	25,355
当期の損益又はその他の 包括利益	損益に計上(*1)	△101	－
	その他の包括利益に計上 (*2)	423	438
購入、売却及び償還の純額		4,042	－
投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額		－	－
投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額		－	－
期末残高		28,839	25,793
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日にお いて保有する投資信託の評価損益(*1)		1,486	6,301

(*1) 連結損益計算書の「資金運用収益」「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

② 連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	連結貸借対照表計上額
解約可能日が定期的に設定されていない、またはその間隔が長い	28,839

(*2) 特定取引資産・負債及びその他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については△で表示しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2025年3月31日）

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	－	－	6,385,577	6,385,577
資産計	－	－	6,385,577	6,385,577
預金	－	9,543,814	－	9,543,814
譲渡性預金	－	218,447	－	218,447
借入金	－	1,565,203	7,447	1,572,651
負債計	－	11,327,465	7,447	11,334,913

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、住宅ローン担保证券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

保証付私募債は、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しており、割引率が観察不能であるため、レベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもので事業性貸出金は、貸出金の種類、内部格付及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に内部格付等に応じたスプレッドを加味した利率で割り引いて時価を算定しております。固定金利によるもので非事業性貸出金は、商品別、期間ごとに元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される適用利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似していることから、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額に近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル3の時価に分類しております。

負 債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては、レベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

これらの取引につきましては主にレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引につきましては、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しております。

(注2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報（2025年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲(*)	インプットの加重平均(*)
有価証券 その他有価証券 社債	割引現在価値法	倒産確率 倒産時損失率	0.0%—7.7% 35.8%—100.0%	0.3% 78.7%

(*) 破綻先・実質破綻先・破綻懸念先発行分はインプットの範囲及びインプットの加重平均から除外しております。

(2) 期首残高から期末残高への調整表、及び当期の損益に認識した評価損益（2025年3月31日）

（単位：百万円）

		有価証券 その他有価証券 社債
期首残高		56,210
当期の損益又は その他の包括利益	損益に計上(*1)	－
	その他の包括利益に計上(*2)	△371
購入、売却及び決済		△4,995
レベル3の時価への振替		－
レベル3の時価からの振替		－
期末残高		50,843
当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び負債の評価損益(*1)		△614

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」及び「その他業務費用」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門（市場ミドル部門）にて時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って市場バック部門が時価を算定しております。算定された時価は市場バック部門内及びフロント部門にて、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期市場ミドル部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定にあたっては、資産の性質及び特性を考慮した評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、倒産時損失率であります。これらのインプットの著しい増加（減少）は、それら単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせます。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、倒産時損失率に関して用いている仮定の同方向への変化を伴います。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権、「特定取引資産」中の商品有価証券、その他の特定取引資産が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2025年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	14

2. その他有価証券 (2025年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えるもの	株 式	565,613	91,411	474,201
	債 券	31,239	30,940	298
	国 債	25,485	25,196	289
	地方債	—	—	—
	社 債	5,753	5,743	9
	その他	302,824	285,414	17,409
	うち外国証券	164,190	159,566	4,623
	小 計	899,676	407,767	491,909
連結貸借対照表 計上額が取得原 価を超えないもの	株 式	5,224	5,748	△523
	債 券	1,904,565	2,032,225	△127,660
	国 債	779,883	872,951	△93,067
	地方債	403,377	415,896	△12,518
	社 債	721,305	743,378	△22,073
	その他	585,386	609,811	△24,425
	うち外国証券	352,724	370,925	△18,201
	小 計	2,495,176	2,647,786	△152,609
合計		3,394,853	3,055,553	339,300

3. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	76,346	32,464	1,860
債券	175,391	0	15,935
国債	60,697	－	10,245
地方債	56,690	－	2,743
社債	58,004	0	2,946
その他	111,064	2,541	4,085
うち外国証券	153	338	929
合計	362,803	35,006	21,880

(税効果会計関係)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（2025年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.36%から、2026年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については31.25%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は30百万円増加（繰延税金負債は3,739百万円増加）し、その他有価証券評価差額金は2,859百万円減少し、繰延ヘッジ損益は668百万円減少し、退職給付に係る調整累計額は230百万円減少し、法人税等調整額は207百万円減少しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報（2025年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他	合計
	銀行業	リース業	計		
経常収益					
顧客との契約から生じる収益	23,926	－	23,926	2,090	26,017
その他の収益	191,187	36,593	227,780	395	228,176
外部顧客に対する経常収益	215,114	36,593	251,707	2,485	254,193

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 2,087円32銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 101円23銭

(注) 1. 1株当たり純資産の算定上の基礎となる普通株式の数から子会社役員向け株式給付信託が保有する当行株式（当連結会計年度72千株）を控除しております。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎となる普通株式の期中平均株式の算定にあたり、その計算に控除する自己株式に子会社役員向け株式給付信託が保有する当行株式（当連結会計年度79千株）を含めております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名

営業経費 8百万円

2. スtock・オプションの内容

	2015年ストック・オプション	2016年ストック・オプション	2017年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名	取締役 8名	取締役 7名
ストック・オプションの数	普通株式 78,900株	普通株式 150,000株	普通株式 109,600株
付与日	2015年7月27日	2016年7月25日	2017年7月24日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2015年7月28日から 2040年7月27日まで	2016年7月26日から 2041年7月25日まで	2017年7月25日から 2042年7月24日まで

	2018年ストック・オプション	2019年ストック・オプション	2020年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 8名	取締役 8名	取締役 7名
ストック・オプションの数	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株	普通株式 150,000株
付与日	2018年7月23日	2019年7月22日	2020年7月20日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2018年7月24日から 2043年7月23日まで	2019年7月23日から 2044年7月22日まで	2020年7月21日から 2045年7月20日まで

	2021年ストック・オプション	2022年ストック・オプション	2023年ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	取締役 7名	取締役 5名	業務執行取締役 4名
ストック・オプションの数	普通株式 130,700株	普通株式 83,700株	普通株式 54,800株
付与日	2021年7月19日	2022年7月19日	2023年7月18日
権利確定条件	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
対象勤務期間	該当ありません。	該当ありません。	該当ありません。
権利行使期間	2021年7月20日から 2046年7月19日まで	2022年7月20日から 2047年7月19日まで	2023年7月19日から 2048年7月18日まで

3. スtock・オプションの規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの数

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション
権利確定前					
期首数	7,700株	14,600株	17,600株	21,700株	36,900株
付与数	—	—	—	—	—
権利失効数	—	—	—	—	—
権利確定数	—	—	—	—	—
権利未確定残数	7,700株	14,600株	17,600株	21,700株	36,900株
権利確定後					
期首数	—	—	—	—	—
権利行使数	—	—	—	—	—
権利不行使 による失効数	—	—	—	—	—
権利未行使残数	—	—	—	—	—

	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション
権利確定前				
期首数	43,700株	64,100株	54,300株	54,800株
付与数	—	—	—	—
権利失効数	—	—	—	—
権利確定数	—	—	—	—
権利未確定残数	43,700株	64,100株	54,300株	54,800株
権利確定後				
期首数	—	—	—	—
権利行使数	—	—	—	—
権利不行使 による失効数	—	—	—	—
権利未行使残数	—	—	—	—

(2) 単価情報

	2015年 ストック・ オプション	2016年 ストック・ オプション	2017年 ストック・ オプション	2018年 ストック・ オプション	2019年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	927円	455円	689円	443円	413円

	2020年 ストック・ オプション	2021年 ストック・ オプション	2022年 ストック・ オプション	2023年 ストック・ オプション
権利行使価格	1円	1円	1円	1円
行使時平均株価	—	—	—	—
付与日における 公正な評価単価	391円	336円	474円	643円

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

監査報告書

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽 木 利 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月8日

株式会社八十二銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
長野事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	陸 田 雅 彦
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	朽 木 利 宏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 坂 武 嗣

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社八十二銀行の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社八十二銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示

することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第142期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果
- (1) 事業報告等の監査結果
- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む）の内容は相当であると認めます。
- また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
- 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

株式会社 八 十 二 銀 行 監 査 役 会

常勤監査役 峰 村 千 秀 ㊞

常勤監査役 笠 原 昭 寛 ㊞

社外監査役 山 沢 清 人 ㊞

社外監査役 田 中 隆 之 ㊞

社外監査役 堀 浩 ㊞

以 上